

平成29年度
第1回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成29年8月10日開会

高松市農業委員会

平成29年度第1回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成29年8月10日（木）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 24人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

農業委員会事務局出席者

事務局 長
兼農政課長 川西 好春
農政課長補佐 西谷 茂浩
農地係長 多田 利浩
農政管理係長 浮田 政宏
副主 幹 豊島 俊治
主 査 森 亮介
主任主事 寺井 康弘

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願
について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定に
ついて
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から平成29年度第1回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人全員が出席し定例総会は成立しております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は3番佐竹委員及び5番上砂委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、賃貸人が自ら耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番も、賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番から5番まで及び7番、8番は、賃借人が労力不足で経営を縮小するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。近日中に別の農家へ貸し付ける予定です。

6番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

9番は、賃貸人が小作人へ譲り渡すため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番のとおりです。

2ページを御覧ください。

10番は、賃貸人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

11番は、賃貸人が転用及び転用予定のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請15番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

1番は、貸人が近日中に転用する予定のため返還を受けたものです。

2番は、借人が通作不便のため返還したものです。

3番と4番は、借人が労力不足で経営を縮小するため返還するものです。

4ページを御覧ください。

5番も、借人が労力不足で経営を縮小するため返還するものです。

6番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権18番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について11件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有地は他に無く市道に隣接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が643.85平方メートル有ります。

3番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年12月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が104.25平方メートル有ります。併せて無

断転用の解消を図るものです。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が548.99平方メートル有ります。

6番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が104.91平方メートル有ります。

8番は、3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、発電出力22キロワット、パネル1枚の面積1.63平方メートルを28枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地のうち、中山間地域内に在り、自宅から遠く通作不便な土地で、自身が設置した既存の太陽光発電施設に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成28年7月20日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも同月6日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、また、被害防除に関して転用者の確約書が添付されるなど、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が

3, 127 平方メートルあります。

10番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は県内の大学に車で通学する孫が居住している住宅に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、貸住宅・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年3月に建築・造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6 ページを御覧ください。

12番は、宅地拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和25年ごろに一部造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が299.03平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接地に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が143.22平方メートル有ります。

14番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に隣接して農業用倉庫を建築するために宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が649.86平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農道・水路の付替えにより生じた残地であり、この部分を利用し道路拡幅するもので、転用理由と農地区分については適当

であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知11番に関連しています。

16番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅に隣接して農家住宅・納屋を建築するため宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年10月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が622.90平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について16件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

平成29年6月20日付けで露天駐車場用地として許可申請をしていましたが、契約の解除により許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を会長職務代理者の高砂委員より報告をお願いいたします。

高砂委員 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、真鍋委員、佐竹委員、上砂委員と、私の4名で、現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、3番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して真鍋委員より報告をお願いします。

真鍋委員 現地調査委員の真鍋です。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立牟礼北小学校南東300メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、700メートルほど南にある琴電八栗駅近くは商業施設が数多く建築され、周辺は宅地化が進み生活環境が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番の申請地は、高松市立国分寺北部小学校東200メートルに在り、15区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、200メートルほど南にはJR予讃線端岡駅があり、周辺は宅地化が進み住環境が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,282.63平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番の申請地は、JR予讃線国分駅南東600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・善通寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み教育・商業施設が整い住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路

が17.30平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権3件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、不動産業を営んでおり、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者も、不動産業を営んでおり、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます

4番の転用者は、サッシュドア製造・販売業を営んでおり、事業量の増大により社員用駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が207.79平方メートル有ります。

6番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から400メートルと近く、周辺は商業施設も整い、共同住宅や分譲住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が226.96平方メートル有ります。

7番の転用者の子どもは、医師免許を保有しており、息子が新たに開院するため、貸診療所・調剤薬局用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に近接し、主要地方道中徳・三谷・高松線に面し、交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が78平方メートル有ります。

なお、本来であれば診療所・調剤薬局用地として、利用する息子が転用者となるべきところですが、資金面の事情から親が取得し息子に貸し付けるものです。

8番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に接し、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から150メートルと近く、周辺には保育園、幼稚園、スーパーマーケットがあり宅地化

が進み住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が222平方メートル有ります。

9ページを御覧ください。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番の転用者は、スクリーン印刷業を営んでおり、賃貸している現駐車場を解約するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所から20メートルと近く利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市道に面し、周辺は宅地化された地域であり、駐車場利用者の需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

14番の転用者は、土木工事業を営んでおり、業務量の増大に伴い事務所が手狭となったため、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域から400メートルと近く、国道32号線に面し交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市道に面し、周辺は学校、コミュニティセンター等の公共施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

16番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道高松・坂出線から100メートルと近く、沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページを御覧ください。

19番の転用者は、土木工事業を営んでおり、現在、丸亀市に本社があり、国分寺町には事業所を置き、近年高松市西部地域での受注量が增大しており、通勤の利便性を図るため、社員住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所から2キロメートルの位置にあり、国道11号線や県道綾川・国分寺線に近く交通の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が69.69平方メートル有ります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

1番の転用者は、病院に勤務しており、独立し開院するため、診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、個人で中古自動車販売業を営んでおり、取扱量の増大に伴い駐車場及び車両置場が手狭となったため、露天駐車場・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

1 番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、宅地に共同住宅を新築するにあたり、敷地が狭く駐車場を確保できないことから、建築予定地から50メートル圏内にある母所有の農地を借り受けて共同住宅のための露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3 番は、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和51年3月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が29.50平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4 番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く将来的に両親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成20年4月に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

5 番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が178.35平方メートルあります。

6 番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、営農地から近く、農作業の手伝いがし易く将来的に両親の面倒が見られることから、転用理由

と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、弟所有の農地を借り受けて非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年2月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が122.85平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から近く、農作業の手伝いがし易く高齢である両親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、妻の実家に近接し、農作業の手伝いがし易く将来的には両親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、亡くなった祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は将来的に相続する予定がある農地に隣接し管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は祖父の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権16件、賃借権2件、使用貸借10件、計28件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書13ページ御覧ください。

1番は、譲渡人が労力不足であり、世帯内生前贈与として後継者へ部分贈与するもので、取得後はネギを栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であり、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、譲渡人が労力不足であり、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、農業を廃止する譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柿、ミカンを栽培するものです。

6番は、経営縮小する譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はブロッコリー、カリフラワーを栽培するものです。

7番は、隣接にある国有地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して水稻を作付けするものです。

14ページを御覧ください。

8番は、農業を廃止する譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

9番は、祖父の遺言により遺贈があったもので、受贈後は水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借の1・2番に関連しております。

10番は、小作人へ小作地を譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

11番は、高齢のため経営縮小する譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申しあ

げます。

15ページを御覧ください。

1番は、種苗園芸を営む法人が試験農場を新設するため賃借するもので、ブロッコリーとハウレン草を栽培するものです。

譲受人は、農地所有適格法人の法人形態要件を満たしておらず、一般法人となりますが、農地法第3条第3項第1号の、「これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること」、農地法第3条第3項第2号の、「これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること」、農地法第3条第3項第3号の、「これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち1人以上の者がその法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められること」の要件を全て満たすことから、許可相当と考えます。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

16ページをお開きください。

1番と2番は、新規営農を希望する借受人が、使用貸借するもので、水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項所有権の9番に関連しております。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転11件、賃借権1件、使用貸借2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、農地法施行日前から常夜灯の用地として使用されているもので、非農地証明事務処理要領「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2番は、平成11年3月25日から水路・農道として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第8号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

地籍調査は、国土調査法に基づき、本市が事業を実施しております。

資料の表紙裏面を御覧ください。平成29年6月28日付けで高松市長から牟礼町での地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。同年7月18日に牟礼町地区担当農業委員、事務局職員と地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については1ページから8ページまでの農地変更調書の中にある農業委員会意見欄に案として記載しております。

1ページを御覧ください。

1番は地目が畑であります、現況が雑種地ということで農地以外の土地として回答したいと考えております。

8番は一部が宅地となり、残地は現況が畑であるので農地として回答したいと思っております。以下、同様に現況に合わせて回答する予定です。

資料の表紙に回答の概要をまとめておりますので御覧ください。

先ほどの表右部分の地籍調査後の土地の表示66件のうち、農地の件数が25件、農地以外が41件であります。なお、農地以外の土地については、現況及び利用状況から判断し、地区担当委員と協議した結果、原状回復命令は発しないということで回答したいと考えておりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号については、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料2の表紙を御覧ください。

平成29年7月7日から同年8月4日までのものであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の議決分として4条が1件、5条が5件、7月議決分として4条が18件、5条が30件、合計で4条が19件、5条が35件です。

許可保留件数については、6月以前の議決分として4条は無く、5条が11件、7月議決分として4条は無く、5条が18件、合計で4条は無く、5条が29件です。

取下については、4条は無く、5条が1件でした。

次に、許可保留、取下内容について御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

5条関係で、3月議決分の41番が、直近事業造成未了により許可保留となっております。また、6月分の1番が直近事業造成未了により許可保留、5番、10番、11番が開発許可未了により許可保留、また、15番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。さらに、18番が開発許可、直近事業造成未了により許可保留、20番、22番、賃借権の5番が開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

6番も開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく5条関係、7月議決分の1番、2番、6番、7番の1・2、10番、11番、13番が開発許可未了により許可保留となっております。番号を戻っていただき、4番が直近事業造成未了により、また、15番が開発許可、直近事業造成未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく5条関係で、18番が直近事業造成未了により、25番、30番、31番、34番が開発許可未了により、番号を戻っていただき、29番が開発許可、直近事業造成未了により許可保留となっております。また、最後の35番が先ほど御審議いただきました案件で、7月24日付けで取下となっております。

7ページを御覧ください。

賃借権の2番は開発許可未了により、5番が開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっております。

以上で報告の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成29年度第1回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時10分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員